# 印鑑レスロ座取引規定

本規定は印鑑レス口座取引に関する取り扱いを定めたものです。

## 1 〔印鑑レス口座〕

印鑑レスロ座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印章の届け出を行わない口座をいいます。

印鑑レスロ座を開設できるのは、印鑑レスロ座を事業用として利用する予定のない個人のお客 さまとします。

印鑑レス口座とできるのは、総合口座取引の普通預金口座です。

#### 2 〔取引の制限〕

印鑑レスロ座の開設を申し込む場合、電子メールアドレスを当行に届け出るものとし、口座開設と同時にICキャッシュカードの発行を申し込むものとします。また、口座開設後直ちにきらぼしホームダイレクトの利用開始手続きを行い、利用可能な状態にするものとします。印鑑レスロ座の取引継続中は、印鑑レスロ座に発行されたICキャッシュカードの解約およびきらぼしホームダイレクトの解約を行うことはできません。

印鑑レス口座では以下の取引を行うことはできません。

- (1) 口座振替取引 (Pay-easy口座振替受付サービス、Web口振受付サービスでの受付を除く)
- (2) 契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引
- (3) 法令等により印影を必要とする取引
- (4) その他当行所定の取引

#### 3 〔印鑑レス口座にかかる取引〕

印鑑レスロ座での取引を行う場合、原則として、きらぼしホームダイレクトまたはATM等の利用により、行うものとします。

お客さまが、当行の本支店窓口において、印鑑レス口座の取引をされる場合は、当行が別途定める方法による本人認証を行います。

印鑑レスロ座においてメールオーダー・サービスや収納機関を経由した口座振替を依頼する場合は、次条にある印章の届け出が必要となります。

当行がお客さまの印鑑レス口座での取引依頼の受け付けを謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を 負わないものとします。

4 [印鑑レス口座から印鑑照合により本人認証を行う取引口座への変更]

印鑑レスロ座取引を行っているお客さまは、印章の届け出手続きを行うことで、印鑑レスロ座 を印鑑照合により本人認証を行う口座に変更することができます。印鑑の届け出手続きの際 には、当行所定の本人確認書類の提示を求めることがあります。

### 5 [他の規定の適用]

印鑑レスロ座取引については、各種預金規定、キャッシュカード規定、きらぼしホームダイレクト利用規定、きらぼしエコ通帳規定、各種商品に関する規定、および各種サービスに関する規定(これらに付随する特約を含みます。)も適用されるものとし、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

#### 6 〔規定の変更等〕

- (1) この規定の各条項その他条件は、民法 5 4 8 条の 4 の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。

以上 (2021年3月19日現在) きらぼし銀行